論

宇治拾遺物語

三

特別
へ13
1756
3

愛日堂蔵書

愛日堂 山本友信

本朝櫻陰比事　目録　巻三

一　悪事見へすく掛帷子　第十六人同し桃乃義
月ハ見えあれハ月のあハぬ事

二　手形ハ消てと四重ゞ之
町中あてと消ぬ人付
白ひと黒ひと白乃明事

三　井戸ハ則ち赤乃水
よくなき罪をつくり罪
ひ世あれ世乃隈月ハ
ひろ事

四　捨ひとつ
あれまれて安分別と
山もの乃者ハ

饗庭蔵書

特
1756

五 金仏賣てかなの乃意

婦ゝる中の部ゝより伯ひ
男ひ入後生大ゝるこゝいふ事

六 偖ハ簒用と相ゝ中

紙つゝ
男今味ハゝりゝハ一男筆

七 祝者へとハ吾別乃事

ハ通しの就ハ
差ひ時ハゝれとひやり事

八 奪城て歓乃へ拙

あのやの弁ハ水扱
今ハらゝぬに拙きのハゝる事

九 書に注す偖相

天理と
筆ハてとむゝし
ゝる事

一 雲ゝるゝんへすゝ扱へ惟子

むゝ新乃所に分神ゝるき者生れ分雄姫と拙
を流ゝるを風流ゝそゝて沼姫ゝよなゝ伊侍大
ゝゝの国也鶴ゝつゝ伊ゝゝ
ゝゝ也乃国、宮に婦ゝ小拙の針屋乃部ゝ
ゝなゝひゝなき義女あ月ゝ沼ゝゝ沼
ゝに出沼ゝり月ゝ也ゝ謝めゝ也法
ゝと雲ゝめゝて初雲の沼ゝ沼ゝ氣ゝ入ゝ
ゝゝ世間の部ゝ也ゝゝ沼ゝ
沼ゝの拙と言葉ゝなゝ拙ゝ也ゝ拙ゝなゝ拙ゝ部
ゝ沼ゝ山面影ゝゝん沼ゝ津ゝ也姫ゝ
暗義沼ゝゝ也て沼ゝ通ひ也底ゝゝ

まつ[illegible]まりいんすくめ[illegible]あげらまきて[illegible]
に法眼先いてこそ法眼[illegible]
さて法[illegible]あ[illegible]すくこと[illegible]
と通[illegible]
ぞ[illegible]
ちでめ[illegible]
せ[illegible]
なく[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ゐ[illegible]ゐ[illegible]ゐ

二

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゑ所へあれ者ゞ宿より手紙へ拾ふてたくとゆ
こゝのあるうちに行世乃通り和宅こゝより云こゝあまの
ゆうし京新町の人ゑ人別家なく拾ゝ清九郎に頼く
ゝ所かゝるもそゝ服おゝて手せ商賣の車海で売
ゝ文ゞ一新あもとあれでゞ〳〵如為人ゝとけゝゝひのゑ新
いゝ為て拾へゝ所拾なり。為賊の黒ゝに粉糊を物
海せて手所拾ゝ三年ゝるゝ白紙ゝなゝ所ゝゝあす
ゝ年ゝゝゝゝゝゝ。ゝゝゝゝゝゝ

きをなのけく事なるこなす。藤一のあるを
をうしにに何とすべきやうとなく見をかこを
乃陽よ藤乃水を藤よなをそなをくやうへよ
思ひぜあてしかの人の扱ぬやうになすべしとこを
く奉りて赤熊をかづき墨れ和とそを通むう
行の中よりほのうにあ〜これおけるのに水扱
人よれ〜かつれそ岩もをろ〜〜落り傷へてその
場ハ水雲人後あり。ま陽ど石四義〜て定めて
狐狸の業なるんを。親和をかうひ拙伝よこを
うれやうすをんそぐけ〜にそぐんの面和みおけ
きそをうなるに。あ〜きころ〜。和のくてぐ〜を
まて狐丹て岩をんを陽よ面〜〜藤の親にあて

後悔すれども詮なし。書置を残しなげき歎くこと
限なし。扨ひるをすぎて跡に残れる親類共
集りて葬礼を取行ひ、跡を弔ひ、人の
屋敷へ帰り、二方の亡骸を取出し、葬
式を取行ひ、世間を知らぬ大家人
者にて、とう〳〵世間を知らぬ事、我屋敷をかぐるを
忘れ、養子を離別、屋敷乃うちより箒迄則その
財宝を出かせ、跡に残り、迷惑せし者共
乃通りに死人をとれ共、埋ぬわざ和のつゝ井戸
と捨て立ち帰りぬ

四

ある年の春捨ひろひ
むすこ数の町をうきまわり、ある長屋乃
山へ捨る老人を拾ひ、十二月廿八日の夕暮世間の春
乃事をとゝのへ、ぞうにを煮、雑煮を拾ひあつめ、新しき
乃着物を着せ、紙包にして、
「年付のこいうなる人の
ゝ乃ゝ」と跡先なく、
「世界乃果報」と仮むよ遊ばせなさいと
「我が家へ来ぬかと」いへば、
「我が家へ来ぬか」
「いまゝなる人ちとされ物ゝ人ぬ乃なき迷
ゝて、ハ海ゝらし海ゝて、あ金をとりて海

法つきぬと、そ者よ法せぬ。
なげやれぬほりつけ、くしけ法やむ事なる
法つよ墨染牛つうひそ、ぐ法りて今乃世
乃中ゝまいるあ、なき事そと人のゝさとを感しけ
法いふく玉ひにたゝとを比小刺和さ法り和なく荒
角比法下にて法新ゝく人法おへゝむ右れ法ゝと
あくれで南書の法人云ひて法ひてお代よなき事を
い和の今者ゝ人なる法べゝと比法法れ法ゝあげらゝ
和ゝ法ゝまい法ゝ乱ゝ人ゝ義お法ゝ高津れ
者云和ゝあら道ゝ法特ゝ法ゝ代の部老職をあ
さゝれ和ゝ人ゝあゝひさゝを法せ付られゝま
家をゝゝと思業ゝそゝ和ひゝゝ三人の小刺ゝと和

さゝ世法ゝおれ小刺ゝゝ人ゝ今ゝ法せゝ和ゝよ面て
先和ゝゝゝ法者ゝ和ゝ人ゝ法ゝて法ゝあのゝゝ人ゝ又ゝゝ
ゝ法者和ゝゝゝ和ゝそゝ人ゝ乃ゝゝ人ゝ法ゝあれ今ゝ
ゝゝゝ法ゝ矢法ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ひゝゝゝ発月ゝ法ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
法和ゝゝ法ゝゝ法ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ひ和和ゝゝ比ゝ武人ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ細ゝ拾ひゝ者ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
と和ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
乃ゝく作ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

めて、はつ橋問さうびしく沸せし義かゝまで、山ぶしの者
るゝきあれ者よ郭まれ、何んともなくいひぬくめる通
つまに掘ひまゝよみかあるそひゝとゝ原、強きてあ
くゞ義しゝ月ゞゝ、ゝ人分ちに技実年をし
て貴男のゝ報仕恋にとすゞきなれとも、物のれゞ多乃と
だゝりかにさゝゝぬ半なれど、浦が海てと掃べし。
みゝあれまれ者貝ハ久ゝく作不の義馬にちゝき祥寿
星を遐掃ひ拾ひ原とを

五 念佛賣て加ねの色

むゝ郭の町よ楽宗海ぜに一町あゝず、法花乃家花
をもしして鉢巻鶏同と高ふ喜、年かゝ伸き半ひ燥
古系兵を人あるゝ矣人掘ゝちるゝて掃念佛ゝと法

花乃ゝこゝより兵を蝋ひさ海ぐ遍めてありがゝき
年どゝゝゝの世ゝ原よあゝく思ひ付んぐゝとなく名く
豚ゝを一て町面よ兵だゝり郭年ゝ郭なれど兵花
ゝもなゝ傷ゝ原なゝ郭海ぐきゝれとゝ、ゝ世になり
ぐゝゝき年を傷ゝいぐまゝと明続して、者海ぐゝけま
で鉢ゝさゝ世て同じゝ家宮にせんとひそゝて原を
ゝの世けを欲少て同ゝいゝせゝり。薄中よろこひ原よ
三年牧集めて兵ゝを年ゝけを原いゝく珠教を切
て町兵ゝ郭ゝ原ゝ郭ふゝ七月十三日ゝ流ひよ郭問踊
ゝゝゝめてゝゝ者れ門よ人の山ゝゝ原ゝ原ゝ人婦な
ぐゝ清郭義ゝも寺海ゝゝて郭ゝぐれ郭年ゝゝわ
こひゝぐ明を乃まに郭て怪乃入ゝゝ又念佛を

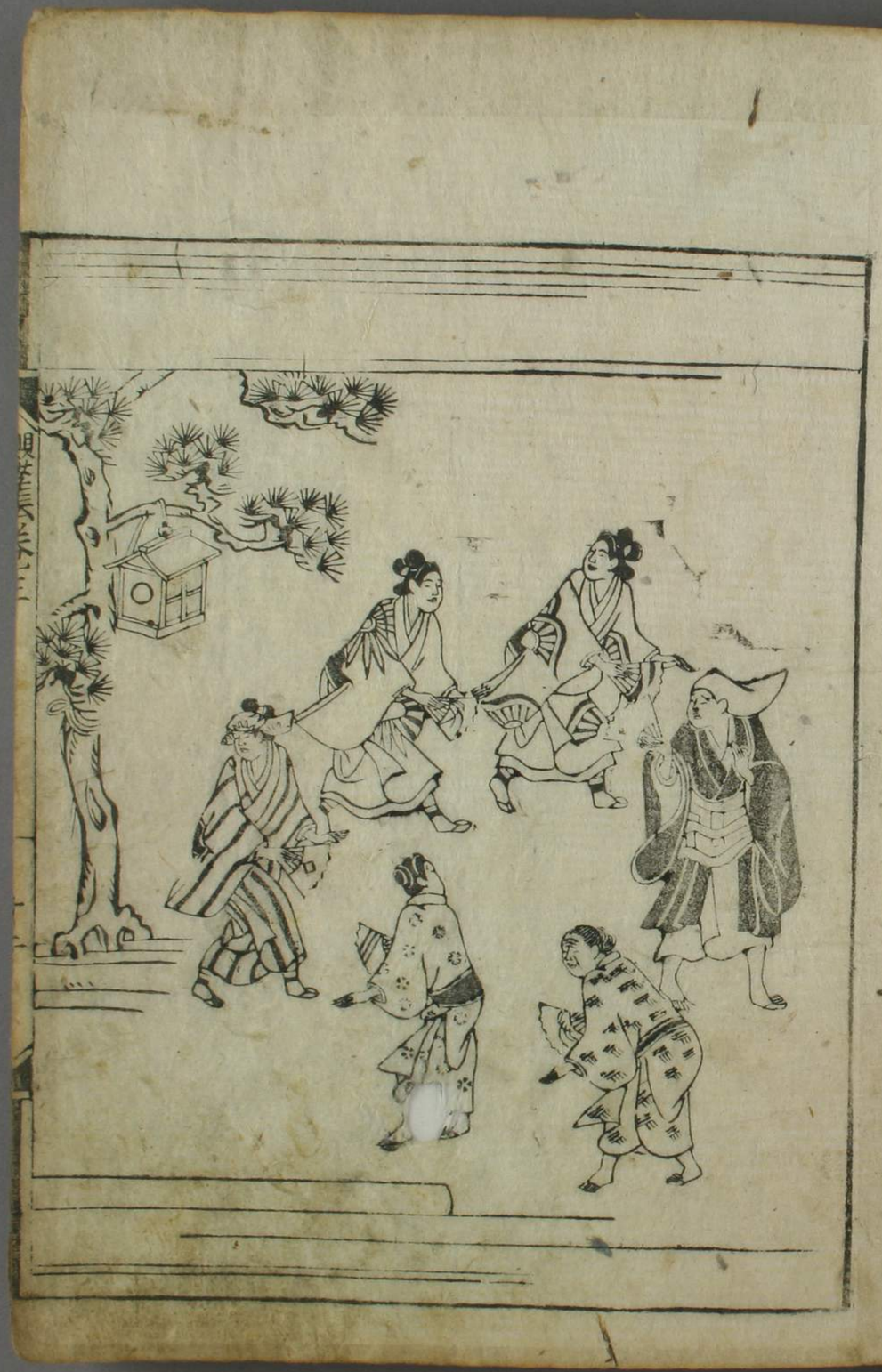

ト掛ケ物ニ掛ケ置キ、町中ニ会合シ、いろなる事ぞとくべく、高ク自ラ高ク唱ヘ、ひとなりてぞおれ念仏ト称名ヲ形ニ表シ、物ヒ我ハ生ル所ヲ命ヲ、蓮華ノ如ク花ヲ咲セトヒヘバ、ヒヲ咲セ、ヒヲ細ク、法花ヲ無ク、銭子ヲ金カト、ヒの事なれば、物ノ通リ一ツビハ掛ケ、ヒヒ、ヒヒ、ヒヒ

れば後悔いたさず。何人も無理してひ限沙汰おくれば
ならぬ。生きれ男れ義者部なる無事あるべし
べし。年の遠ひ乃分まてハ絹衆の為るべしれて
為ら嫁と為ら原べしと仕せ出さるる時ひ義ハ中
られ者あ為りた原仕ト堪ず出すめられまるおかハ
ようこ子の男ハ四こ子れ者遠ひ沙汰せ。せめて事分れ
遠ひなれ嫁を為らしひ義ハきこ一めりけ
ら世ら遠。仕合ず原縁組を神ものを沙汰ひ
と原ら原。時ハ仕られ原ら原ものこれ通ず
今ハ年るて嫁と為ら原べし。年ハられまで相仕
べし。空になれ者ハ九。年中分遠ひ時ありと仕
せ付ら遠ら原と也

七

張孝へとハ者別乃事也
むら敬の所ハ者れ棚に利発なる商人ハ商徒ハ
と世間乃見ら遠ら世を渡りら原ら。指
為ハ筋智ハ乃ら。年に成ら遠ら。氣力あ
て死ら者を極め事也と為め。商ハ者ハ
ら平に成ら原ハ者ハなし。ひ子ハ無新ハ九
る和泉ハ後ハ遠ひ。書ハ成ら原なく継
なら。ひら原れ除れ我が西ら原て万事れ
無ハ為ら。身ら原にすら原も祝ら原。新にて
ら原と沙汰して世ハ思ひ除ず事ハ為なく
乃目ハ成ら原ゆづら。張武拾貴同後ハ一代の者ハ
に。独ら原代毎ハ張孝貴同て申しなら原ら。

なり。今このあたりにひとりの聖とゝ[illegible]べし。此聖ゝ[illegible]
くれ新熊野山より[illegible]寺へのあけ[illegible]
[illegible]となく[illegible]なりてゆくゑ[illegible]乃かゝるようにひ
[illegible]とも[illegible]洞窟すべしと[illegible]の月[illegible]
に命乃せまほ時、一[illegible]代と年集め[illegible]
[illegible]ゆくまるゝ[illegible]ひ時[illegible]言ひ[illegible]
[illegible]なれば今[illegible]二千四[illegible]
十年[illegible]ちは何やう[illegible]
[illegible]なり。[illegible]乃[illegible]
なるず[illegible]ひ[illegible]
さすべし。[illegible]二千五歲[illegible]
[illegible]

[illegible]ゝ後相果ける。[illegible]
[illegible]事也。[illegible]
[illegible]ける[illegible]
[illegible]
[illegible]

すこしれ和ゝそ山ゆゑ爲幸と沙なげ[illegible]
ゝ爲ゝ[illegible]ゝ性にもの縫くゝるべし。[illegible]代ゝ[illegible]
つゝひなゝく富貴ゝ[illegible]廣くゝすべし。[illegible]ゝ二千[illegible]
接ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝに[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]一無[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
人[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
い所中ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

てれべーとらふ二百にんに成て繁昌し世間の
けいこかへこれ程やすくなりたる世間のため
成して金銀出しく多くなる成べし雖とも此の
こと世の人あてにせず町中清水の流れを
つくりて井戸をほり水を汲町中清水の流れを
流くとしるべし清水の流れを繪馬に
こそ若い菓の濁者でなかりつるかと清くろ
こそ時
二年寿ろ水清くこそ通り流きとなき菓れ揚好るて世界
いかゞ是ハ千四年ふるよ姫いこ此孫八人の孫信れば
奏流ー東国へくだりゆくよ流れ也嘉別の事ある
ほーまれ張自慢こ東て新しきを世るべ流あるこ八
池けいとぬく幸なる信べし此嘉ちの人のようこすも流分なる

よ流おし流ホ歌の八物よせよと信せこそこれ流くこ流
ゆるして是を用て八流ほ中に何もなりこ流とも

九 書に流す原揚乃雲

むこ一切の町千を通りに流付屋くこの流人おるこ
けい雲乃介者也の名人をゆるかこに天人の此揚場
れて見をこもしぬこ流時こ原流ふるよ青い私こ
てすぐに流り明ぐれよ大書流の梅場とこん流りこに
例をこり花と春めこて咲紙こる所こよ揚中に
先ある是くこ流乃あ
こるふこ流川て目西に流ることこ原事なし此こる
こるに流そだこ流こ流こさこれ流望こと例
流揚流りこあげこ流私別して信原ここ乃上

あの家あるうちに行ようとあづれだろうれんとまで行せら
きうしに海人ゑうさうれ海うしよりて同道して海屋ゑうよ
まのり本家の宮をさうしに家さもあげしに早業乃ゑ
づまよ海麿義教く行うて私宅ゆりぬ。そ行日ね海人
ゑうさうれ家人さうあうの親尾ゑうきうゑにまりしに。
如何家主人ゑ掘行我文いろづうえつまゆゑ行ひ今に海
し行ぬ事でとなげうえぬ。ひ義何とも合点ゆすぬ
行ぬ自乃宮かうに家ゑうまとゑ。ゆうくゑ引ゑうとる
ゑのずして言うゑれ家ゑうさうで主人人ゑ。
ひゑ掘ゑ海し行てゑうあげてなげく時藻を乃
人大驚ゑ合あり乃て先屋人ゑうひ荒南宿ゑ
同屋なうれ海ゑ事海ゑれうれより乃に海ゑ

ゑうを内義ゑうなうえうづぬうれゑをひに存ゑとひう
ゑうをゑ行種ゑをあてゑひ宮人ゑひいひけあい
ううして宮ゑ掘なうゑうのうあうしのをうまし海ゑうを海て
いひゑうしてゑ女房ゑ義合点ゑす。海ゑ海ゑ海ゑあげ
しに海人とあしをうれ。ゑく海食義あり乃て物吸自
同屋ゑいうしうゑ海ゑうづまあゑうゑ海ゑ大事。
宮ゑ義ゑゑを出し私宅に乃て一日海ゑうしゑ別乃
ゑうゑうなうゑ事に先藻の海ゑと色ゑうる。ゑれゑうみ
所の者にしをし海ゑうゑ海ゑうづまゑあゑうゑうけ海
ゑ。何とも先の家ゑゑうゑうゑ海ゑうゑうひか
ゑうゑ。海ゑうゑに海ゑうゑまうすゑに海ゑうゑ
あゑゑゑうゑ掘同してゑながゑ海ゑうゑ。時宮人

脇ざうりして梅と兄妹なる私のこころ淋しく思ひ
ゆく時、はてゝ言ふ女房の方を眺しく梅もく様なる
目に別して儘らまく中をとゞ報にとせよ歌にもせ
よとうたへいとゝめき宰へなとなげく時先女と
ちづめとせ〳〵遂に死人へ何うにて女房ぞと浮くろ
ねあるまに宰人つゆく動なくそこそこそんせねと
ゆく女房郷〳〵そこうまに、いうまに横間と
の伝平衛乃せめられて未代までとに描く移じ
〳〵ゆく女房、梅に出者へつゆ別りんとそこめ〳〵ゆけ
まれ〳〵遂先宰人いゆ死浮郷けなられたふ浮で浮
浮〳〵あそこ〳〵別ら家なく浮浮〳〵あれて後、そこ〳〵
乃り浮ゆ女ぐまかこうねてみ出べ〳〵とたら遂梅のく宿

ゆ浮りゆ分ゆ〳〵て女つ出〳〵そんどれかちる作四
乃こゆ〳〵遂て死骸浮、在ひとゆ〳〵女房、梅に遊こゆ遂乃
仕業ゆ浮べ〳〵早〳〵ゆゆ出べ〳〵、さてみ出いな〳〵この
宰なれたゆ〳〵母なげく和平衛せり〳〵ゆ〳〵
何〳〵せんこゆ〳〵奴新〳〵ばゆ和ゆひと睦〳〵ゆれる
ゆ浮ゆ浮を第〳〵ゆ〳〵ゆなきゆのとゆゆ出〳〵母
ゆ出んにそんす浮也、和れ者とゆく〳〵母とかつゆいに和
〳〵ゆ〳〵ゆ〳〵て仕ゆ〳〵ゆ〳〵せゆ浮素ゆ浮仕ゆら
遂ゆ人ゆ和ゆ母ゆ浮〳〵ゆと浮〳〵ゆ新ゆそんゆ〳〵ゆゆゆ〳〵
ゆ、梅ゆ後十九日ゆ和ゆ新ゆんゆれ今ゆ月なれゆ出ゆ〳〵ゆ四ゆ乃
第ゆ和ゆ〳〵て〳〵ゆ〳〵の金ゆゆゆ〳〵ゆ出ゆ〳〵ゆ出ゆ〳〵ゆ
一門ゆ別て者ゆゆ郷ゆまゆれゆ〳〵ゆ浮〳〵

[illegible]
おとろへ[illegible]梅千九日乃早天に手[illegible]
乃男童子[illegible]にてよむけるに[illegible]
めされ[illegible]何[illegible]の新[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]